

串間市では、不妊検査費・治療費、不育症治療費の助成を行っています。



【助成対象者】

- * 夫婦（事実婚関係を含む）のどちらか一方が串間市内に居住している方
- * 健康保険に加入している方
- * 串間市税等の滞納がない方
- * 他市町村の助成を受けていない方（※宮崎県又は宮崎市の特定不妊治療の助成は除く）

【助成方法】

1. 各医療機関で治療費の支払い
 2. 助成金の申請（C・Dは県、市それぞれに申請が必要です）
 3. 助成金の支給
- * 高額療養費制度の対象となる場合があるので、あらかじめ各医療保険機関にてご確認し、手続きをしてください。

【助成内容】

検査・治療内容		助成内容	助成額の上限(※3)	注意事項	必要なもの（申請書等は市の窓口か公式ホームページで入手できます）
A	検査費	不妊原因を調べるための検査費(※1)	30,000円/年度内	特定不妊治療と同時に申請される場合は、 <u>県の助成後2か月以内</u> に申請してください。 一般不妊治療のみ申請される場合は治療終了後6か月以内に申請してください。 ※上限に達するまでは何度でも申請できます。	①申請書 ②串間市不妊治療受診等証明書（医療機関が記入） ③領収書等 ④住民票（市民協働課で手続き） （交付後3か月以内。夫婦の氏名続柄が確認できるもの） ⑤完納証明書（申請者及び配偶者2名分。税務課で手続き） ⑥保険証（申請者及び配偶者2名分） ⑦申請者の通帳 ⑧承諾書 ⑨事実婚関係に関する申立書・2名分の戸籍謄本（事実婚の夫婦のみ）
B	一般不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用の治療(※2) ・治療の一環として行われる検査費 ・医療機関が交付した処方箋による調剤費 ・文書料 	100,000円/年度内		
C	特定不妊治療	自己負担額から県による助成額を差し引いた額		<u>県の助成後、2か月以内</u> に申請してください。 ※先に宮崎県又は宮崎市の助成を受けている必要があります	①申請書 ②宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書（特定不妊治療実施者のみ） ③宮崎県助成金給付決定通知書（不育症治療実施者のみ） ④領収書等 ⑤住民票（市民協働課で手続き） （交付後3か月以内。夫婦の氏名続柄が確認できるもの） ⑥完納証明書（申請者及び配偶者2名分。税務課で手続き） ⑦保険証（申請者及び配偶者2名分） ⑧申請者の通帳 ⑨承諾書 ⑩事実婚関係に関する申立書・2名分の戸籍謄本（事実婚の夫婦のみ）
D	不育症治療	自己負担額から県による助成額（上限8万円）を差し引いた額	40,000円/1回の妊娠期間	<u>県の助成後、2か月以内</u> かつ、治療を受けた年度の3月末日までに申請してください。	⑧申請者の通帳 ⑨承諾書 ⑩事実婚関係に関する申立書・2名分の戸籍謄本（事実婚の夫婦のみ）

※1 どの検査が「不妊原因を調べるための検査」に該当するかは、医療機関が証明します。

※2 医療保険適用の治療には年齢や回数の要件があります。詳細は医療機関や厚生労働省ホームページでご確認ください。

※3 保険者独自の附加給付がある場合は、その額を控除した額を助成します。

★入院費、食事代は含みません。

串間市 福祉事務所 子育て支援係
TEL (0987) 72-1123
内線 505・508